

令和5年度事業報告

○ 主な事業内容

1 診療報酬等審査支払事業

(1) 診療（調剤）報酬審査業務

① 診療報酬審査委員会の運営

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査基準の統一に向けた取り組みを進めるとともに、運営委員会、全員協議会等で審査内容の協議や情報共有を行った。

○ 「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」の取り組みとして、各都道府県に存在する審査基準を全国統一するため、審査委員会にて各種調査を実施するとともに、統一された審査基準については情報共有を図り、審査結果の不合理な差異の解消に努めた。

○ 審査委員会、運営委員会、専門部会(7万点以上)、再審査部会を毎月開催し、審査内容の協議や審査方針の決定等を行い、審査の充実に努めた。

○ 審査委員の基幹会議である、全国国保審査委員会会長連絡協議会、地区別審査委員会会長会議、全国常務処理審査委員連絡会議等へ参加し、審査精度の向上につなげた。

② レセプトの事務点検・事務共助

質の高い審査事務共助を行いながら査定率の向上を図り、医療費適正化の推進に向けた以下の取り組みを行った。

○ ICT の活用

・全国共通のコンピュータチェックの活用(効率的・公平な審査)

国保中央会指定の全国共通のコンピュータチェック項目を採用し、効率的かつ公平な審査を行った。

・医療機関の請求の傾向を捉えた審査(審査事務共助の強化)

医療機関個別の請求傾向を把握できる機能を活用した審査事務共助を実施し、医学的知見等から不適正であると思われる請求に対して返戻等を行い、適正な請求を促した。

・査定理由の詳細化(医療機関の適正な請求)

審査での査定理由の詳細を医療機関還元帳票へ掲載し、医療機関の次回請求誤りの防止や解釈誤りによる再審査請求の抑制に努めた。

○ 審査事務共助能力及び専門的知識の向上

- ・査定事例等の職員研修の実施(毎月)

＜研修内容＞

- ・廃用リハビリテーション料
- ・在宅医療（在医総管・施医総管）
- ・医療と介護の給付調整
など

- ・エキスパート研修への参加(年1回)

国保中央会が主催するエキスパート研修へ参加し、医師による医学的講演、メーカー担当者による薬剤・器材の講義等を受講し、高度な審査事務共助に対応可能な職員の養成に努めた。

- ・審査事務共助知識力認定試験の受験(年1回)

国保中央会が主催する試験（点数表、医薬品・特定保険医療材料の適応、各臓器の働き、医療行為等）を受験し、その後のフォローアップ研修により知識を深め、事務共助能力の向上に努めた。

(2)療養費審査業務

- ① 柔道整復施術療養費の審査委員会の審査の充実と適正化

データ分析(多部位、頻回等)を充実させ、各施術所の特徴を把握しながら連月における縦覧審査を可能とし、柔道整復施術療養費の適正化に努めた。また、県や九州厚生局との連携、情報提供等を行った。

- ② 療養費の審査業務

審査委員会の拡充に係るあはき専門家の審査委員招聘については、国からの明確な審査基準が示された段階で取り組むこととしていたが、令和5年度中に示されることはなく、同審査委員を招聘するには至らなかったため、随時改正される療養費の支給基準を把握しながら、適正な事務点検を行った。

また、療養費支給管理業務については、審査依頼があった療養費の申請書情報を本会でデータ化することで、保険者における業務の負担軽減に努めた。

2 保険者支援事業

(1) 保健事業に対する支援

- ① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

- 保健事業支援・評価委員会等による支援

年間7回の保健事業支援・評価委員会を開催し、15保険者の保健事業支援(データヘルス計画作成にかかる支援を含む)を行った。

○ 第3期データヘルス計画に向けた保険者保健事業の基礎資料作成・提供
「第3期データヘルス計画における長崎県版共通評価指標」を基に、KDBシステム等からの情報により作成した医療・健診・介護情報のランキング形式資料を提供した。

② 国保データベース(KDB)システム等データ活用の推進

○ KDBシステムの活用

活用方法について、各種研修会や保険者訪問時に説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向け支援を行った。

○ 保健事業支援システムの活用

- ・ KDB突合データを活用し、KDBシステムでは抽出が困難な事業対象者の抽出(治療中断者等)が可能となる保健事業を支援するシステムを提供した。
- ・ 新システム移行に伴い、各種研修会や保険者訪問時に操作説明や機能の問い合わせに対応した。

③ 特定健診に関する業務

○ 受診率向上に向けた支援

- ・ 他都道府県保険者の好事例について、担当者説明会において情報提供を行った。
- ・ 県が実施している「ICTを活用した特定健診受診率等向上対策事業(ナッジ理論に基づく受診勧奨等にかかる事業)」について、事業に必要な健診データやレセプトデータ等の提供を行った。
- ・ Web広告や新聞広告等、特定健診受診促進にかかる広報を実施した。
- ・ 特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業については、医療機関に対して本事業の周知及び協力依頼を行い、情報提供件数の増加による受診率向上を図った。また、保険者に対する治療中未受診者リストや被保険者向け勧奨チラシデータの提供など、保険者の健診未受診者対策を支援した。

○ 特定健診等データ管理関連業務

特定健診等データ管理システムによる特定健診・特定保健指導等の費用決済及びデータ管理を行うほか、後期高齢者医療広域連合が特定健診に準じて実施する健康診査についても同様のデータ管理を行った。また、特定健康診査等の実施状況報告(法定報告)にかかる支援として、担当者説明会を開催し、作業手順等について説明を行った。

(2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

① 国保事業費納付金等算定標準システム

令和5年度も長崎県より委託を受け、「国保事業費納付金」および「標準保険料

率」等の算定に関する支援を行った。

また、前年度算定結果と実績との誤差等を把握し、より正確な納付金および標準保険料率の算定を行った。

② 国保情報集約システム

国保情報集約システムを活用し、県単位で一元的に管理が必要な資格取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理することにより、県内市町間における情報連携等を支援した。

また、令和3年10月本稼働のオンライン資格確認に係る加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーへ連携し、円滑な運用に努めた。

なお、本システムは、令和6年3月にクラウドリフト化され、令和6年4月本稼働を予定している

③ 市町村事務処理標準システム

市町村が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための標準的な事務処理システム。効率化、コスト削減、標準化を目的として、国(厚生労働省)と国保中央会が主体となり利用推進を展開している。

本県では、令和4年2月16日の資格給付部会にて、長崎県のクラウド共同利用を実施しない意向が示され、本会がクラウド運営主体になる可能性がなくなったため、今後は各市町単位で導入検討していただくこととなった。

(3) 保険者共同電算処理事業

以下の共同処理について、円滑な業務実施に努めた。

- ① 国保共同電算処理業務
- ② (特別)高額医療費共同事業支援業務
- ③ 医療費・介護給付費通知書作成業務
- ④ 予防接種広域化事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進通知書作成業務
- ⑥ 結核・精神抽出データ作成業務
- ⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務
- ⑧ 出産育児一時金等支払業務
- ⑨ 退職者医療共同事業
- ⑩ 被保険者証の一括発行・資格確認書の台紙等作成業務
- ⑪ 共同処理にかかる外字管理
- ⑫ 高額療養費算定業務
- ⑬ 高額療養費勧奨通知作成業務
- ⑭ 高額療養費外来年間合算算定業務
- ⑮ 高額医療・高額介護合算療養費算定業務
- ⑯ 風しん抗体検査・予防接種支払業務
- ⑰ 新型コロナウイルスワクチン接種支払業務

(4) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

「交通事故」「船舶事故」「ペットによる噛みつき」「食中毒」「闘争」等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を円滑に実施した。

保険者における求償事案掘り起こしへ向けた支援策として、求償対象候補者一覧表の提供を行うとともに、医療機関・損害保険会社へ向けた求償事案届出に関する周知を行った。また、保険者の第三者行為求償事務担当者等に対し、事務処理方法や専門的知識の向上を図るため、県と共催による研修会を開催した。

(5) レセプト二次点検共同事業

費用対効果向上の取り組み

○ 二次点検支援システムの活用

点検項目の機械的チェックにより、効率的な疑義レセプトの抽出と点検レベル水準の確保に努めた。また、点検項目の追加によって更なる費用対効果の向上を図った。

○ レセプト点検専門員の育成

専門的知識や経験による質の高い目視点検ができる点検専門員を育成するため査定事例等を活用した研修や情報の共有化等、専門的知識の向上を図った。

(6) その他の各種事業

① 広報共同事業

国保事業の普及・啓発を目的とし、マスメディア及びインターネット等を活用した広報事業を行った。

② 健康づくり支援

国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、健康器具の貸出しを行った。また、健康づくりを目的として市町が行うスポーツ大会に対して、入賞者向けのメダルをスポーツ奨励賞として交付した。

③ 統計資料の作成・提供

- ・ 医療費速報データ：毎月提供
- ・ 疾病分類統計資料：保険者、関係団体へ配布(令和5年10月)
- ・ 目で見える長崎県の国保：ホームページ

④ 在宅保健事業みつば会の活動

健康劇、紙芝居や講話等により、市町の保健事業への支援を行った。また、会員の資質向上を図るため、研修会を開催した。

⑤ 長崎縣市町村保健師会への支援

市町村保健師研修会を本会との共同開催で支援するとともに、役員会等へ出席し、市町村保健師と連携を図るとともに、ニーズの把握を行った。

⑥ 長崎県国民健康保険診療施設協議会（国診協）の運営

協議会会員施設と全国国診協との連絡調整を担い、県内においては、長崎県国保地域医療学会を令和5年10月28日（土）に開催した。

⑦ クラウド化を踏まえたシステムの更改等への対応

< 審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの更改 >

○ 第一段階. 令和6年更改

- ・ 国保総合システムのクラウドリフト化

これまで、全国都道府県国保連合会で機器、システム、データ等を調達・運用・管理していたが、令和6年1月からクラウド上での全国一拠点化へ移行した。

- ・ 受付領域機能の共同利用

レセプト受付領域は、支払基金の仕組みを共同利用する。令和6年4月本稼働を予定している。

○ 第二段階. 令和10年度更改

- ・ 審査領域の共同利用

支払基金に設置された厚生労働省、支払基金、国保中央会から構成される審査支払システム共同開発準備室において、令和10年度中の開始を目指し、政府システム方針を参考にシステムのモダン化・コスト縮減など考慮したシステム開発を行っている。

< 令和6年1月更改・本番稼働における課題解決に向けた具体的な取組 >

○ 円滑なシステムの導入と安定稼働

- ・ システム構築に係る情報収集など関係団体との十分な連携を行った。
- ・ システム開発元及び運用委託業者と連携し、計画的な環境構築を図った。
- ・ 保険者や医療機関等への影響を想定した事前周知を徹底した
- ・ 本会が独自に導入する外付システムの改修について対応した。

○ 保険者負担の軽減

- ・ 国保中央会等と共同した調達方法・契約等の最適化、国庫補助財源の確保による保険者の負担軽減を図った。

⑧ 国保ネットワークの整備

国保ネットワークでは、国保総合システムの標準機能を強化・補完するものとして、専用端末でカスタマイズデータの提供やグループウェア・共有ファイルサーバーの共同利用を実施しているが、利便性を考慮し、国保総合システム等基幹システム端末での利用が可能となるよう、令和5年度中に環境を整備した。令和6年4月本稼働を予定している。

⑨ 研修会等の開催

- ・KDBシステム初任者向け研修会
⇒令和5年5月12日(金) オンライン開催(本会会議室)
- ・糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー(県と共催)
⇒令和5年9月28日(木) オンライン開催(本会会議室)
- ・高齢者の保健事業セミナー
⇒令和5年5月17日(水) オンライン開催(本会会議室)
- ・データヘルス推進のための研修会
⇒令和5年8月29日(火) オンライン開催(本会会議室)
- ・長崎県国保運営協議会会長連絡協議会
⇒令和6年2月16日(金) 参集開催(ホテルニュー長崎)
- ・保険料(税)収納率向上対策研修会(県と共催)
⇒令和6年1月10日(水) 参集開催(長崎県庁会議室)
- ・第三者行為求償事務研修会(県と共催)
⇒令和6年1月22日(月) オンライン開催(長崎県庁会議室)
- ・介護給付適正化システム等活用研修会(県と共催)
⇒令和5年6月28日(水) オンライン開催(長崎県庁会議室)
- ・初任者向け国保総合システム説明会
⇒令和5年5月23日
- ・その他必要に応じて随時開催

3 介護保険関係事業

① 介護給付費等の審査支払事務

介護給付費等の審査支払事務については、県及び市町等との受給者情報、事業所情報等の授受など、連携を密にして迅速かつ適正に行うとともに、介護事業者に対し電子媒体等からインターネット請求への移行促進を図りながら事務の効率化に努めた。

② 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払業務

保険者が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払業務について、保険者ごとに異なるサービス内容等各種情報に基づき、円滑に業務処理を行った。

③ 介護給付適正化事業への支援

保険者が実施する介護給付適正化事業を支援するため、県が作成した「第5期介護給付適正化計画」に基づき、以下の取り組みを実施した。

ア. 縦覧点検

イ. 介護給付適正化システムを活用した適正化情報の提供

ウ. 医療情報との突合点検(リストの提供)

エ. 保険者個別訪問による適正化システムの活用研修の実施(県と共同)

また、「第6期介護給付適正化計画(令和6年～)」の作成に向けて、保険者の適正化事業実施状況や課題、保険者ニーズを把握し、現行業務の見直しを含め、新たな支援等について検討した。

④ 介護保険事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理のうち、各保険者に共通する次の事務の一元的処理により、保険者事務の効率化を図った。

○ 一般業務

- ・償還払給付額管理処理
- ・高額介護サービス費の支給額計算処理
- ・高額医療・高額介護合算サービス費算定処理

○ 特別業務

- ・主治医意見書料支払処理
- ・原案作成委託料支払処理
- ・介護給付費通知作成処理

⑤ 介護サービス苦情処理業務

介護サービス利用者等から本会の苦情相談窓口寄せられる苦情相談・申立てについて、本会に設置している苦情処理委員会による審議結果をもとに、県・市町等関係機関と連携し、当該事業所への指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に努めるとともに、利用者等の不安解消を図った。

⑥ 本会の持つスキームやノウハウを活用した業務

年金からの保険料特別徴収に係る経由機関として、市町と年金保険者間での情報交換に係る事務処理を行なうとともに、介護保険の補足給付に係る非課税年金情報及び年金生活者支援給付金の支給に係る所得情報の経由業務を行った。

また、令和5年度より開始されたケアプランデータ連携においては、システム運用に係るライセンス料徴収及び電子証明書発行業務を受託し、鋭意事務処理を行った。

4 障害者総合支援法等関係事業

① 審査支払業務

障害介護給付費等の審査支払事務について、県・市町及び国保中央会と連携し適正かつ効率的な審査支払事務を推進した。

- ・障害介護給付費の審査支払
- ・障害児給付費の審査支払

②共同処理業務

本会に蓄積された給付実績及び市町からの受給者情報等を元に一括処理を行い、市町の事務の負担軽減及び効率化を図る。

- ・地域生活支援事業に係る審査支払処理
- ・高額障害福祉サービス等給付費計算処理
- ・高額障害児給付費計算処理
- ・その他の共同処理